

令和元年 第3回

士幌町議会定例会議案

令和元年9月6日

- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（一般会計補正予算第2号）
- 議案第1号 道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第2号 士幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例案
- 議案第3号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第4号 へき地保育所条例の一部を改正する条例案
- 議案第5号 士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第6号 士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第7号 士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 町道の路線廃止及び認定について
- 議案第9号 教育委員会委員の任命について
- 議案第10号 辺地総合整備計画の変更について
- 議案第11号 物品購入契約の締結について
- 議案第12号 議決事項の一部変更について（工事請負）
- 議案第13号 議決事項の一部変更について（工事請負）
- 議案第14号 議決事項の一部変更について（工事請負）
- 議案第15号 令和元年度士幌町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 令和元年度士幌町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第17号 令和元年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第18号 令和元年度士幌町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 認定第1号 平成30年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定
- 認定第2号 平成30年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第3号 平成30年度士幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第4号 平成30年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第5号 平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第6号 平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第7号 平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定
- 認定第8号 平成30年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月6日

士幌町議会議長 秋間 紘一 様

士幌町長 小林 康雄

議案第1号

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

道路占用料徴収条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、道路占用料の額について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うため、道路占用料徴収条例の一部を改正するものである。

議案第2号

士幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例案

士幌町普通河川管理条例の一部を改正する条例

士幌町普通河川管理条例（平成12年条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表中「100分の105」を「100分の110」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

説 明

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、河川占用料の額について、消費税及び地方消費税の税率改定相当分の改定を行うため、士幌町普通河川管理条例の一部を改正するものである。

議案第3号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成27年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第3条第1号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第4条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

別表の1を次のように改める。

- 1 特定教育・保育（教育に限る。）、特別利用教育、特別利用保育又は特別利用地域型保育を受けたときの利用者負担の額は0円とする。

別表の2の表中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、

階層区分	定義	3歳未満の子ども	3歳の子ども	4歳以上の子ども
A	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0 (0)		0 (0)
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	<0>		<0>
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の	9,800 (0)		6,620 (0)

	み課税される世帯		<0>		<0>
D 1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村	5,000円未満	12,870		9,360
			(0)		(0)
			<0>		<0>
D 2	村民税の課税世帯であって、その所得割課	5,000円以上	14,260		10,840
		48,600円未満	(0)		(0)
			<0>		<0>
D 3	税額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上	17,910		14,260
		97,000円未満	(0)		(0)
			<0>		<0>
D 4		97,000円以上	19,880		16,180
		145,000円未満	(0)		(0)
			<0>		<0>
D 5		145,000円以上	25,350		22,270
		169,000円未満	(0)		(0)
			<0>		<0>
D 6		169,000円以上	30,000	27,000	26,000
		193,000円未満	(0)	(0)	(0)
			<0>	<0>	<0>
D 7		193,000円以上	34,850	32,190	28,090
		217,000円未満	(0)	(0)	(0)
			<0>	<0>	<0>
D 8		217,000円以上	40,000	32,870	28,090
		241,000円未満	(0)	(0)	(0)
			<0>	<0>	<0>
D 9		241,000円以上	44,500	32,870	28,090
		301,000円未満	(0)	(0)	(0)
			<0>	<0>	<0>
D10		301,000円以上	56,160	32,870	28,090
		397,000円未満	(0)	(0)	(0)
			<0>	<0>	<0>
D11		397,000円以上	61,960	32,870	28,090
			(0)	(0)	(0)

			<0>	<0>	<0>
--	--	--	-----	-----	-----

」を

「

階層区分	定義	3歳未満の子 ども	3歳以上の子ども
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0 (0)	0 (0)
B	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の市町村民税非課税世帯	<0>	<0>
C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみ課税される世帯	5,300 (0) <0>	0 (0) <0>
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町	8,370 (0) <0>	0 (0) <0>
D2	村民税の課税世帯であつて、その所得割課	5,000円未満 48,600円未満 (0) <0>	9,760 (0) <0>
D3	税額が次の区分に該当する世帯	48,600円以上 97,000円未満 (0) <0>	13,410 (0) <0>
D4		97,000円以上 145,000円未満 (0) <0>	15,380 (0) <0>
D5		145,000円以上 169,000円未満 (0) <0>	20,850 (0) <0>
D6		169,000円以上 193,000円未満 (0) <0>	25,500 (0) <0>
D7		193,000円以上	30,350 0

		217,000円未満	(0)	(0)
			<0>	<0>
D8		217,000円以上	35,500	0
		241,000円未満	(0)	(0)
			<0>	<0>
D9		241,000円以上	40,000	0
		301,000円未満	(0)	(0)
			<0>	<0>
D10		301,000円以上	51,660	0
		397,000円未満	(0)	(0)
			<0>	<0>
D11		397,000円以上	57,460	0
			(0)	(0)
			<0>	<0>

に改め、同表の2の備考中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の規定は、令和元年10月からの利用者負担額について適用し、同年9月までの利用者負担額については、なお従前の例による。

説 明

子ども子育て支援法の一部改正に伴い3歳以上児の保育料を無料とし、0歳から2歳児の第1子の児童の保育料については、副食費相当分を減額とするためのものである。

議案第4号

へき地保育所条例の一部を改正する条例案

へき地保育所条例の一部を改正する条例

へき地保育所条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

区分	利用者負担額（月額）	
	3歳未満	3歳以上
生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円	0円
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0円	0円
生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）を除き、当該年度分市町村民税課税世帯	15,000円	0円

備考

この表における年齢計算については、保育が行われた日の属する年度の初日の前日を基準日として行うものとし、その年齢は、当該年度中に限り変更しないものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後のへき地保育所条例の規定は、令和元年10月からの利用者負担額について適用し、同年9月までの利用者負担額については、なお従前の例による。

説 明

子ども子育て支援法の一部改正に伴い、3歳以上児の保育料を無料とするためのものである。

議案第5号

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「次条第2号」を「次条第1項第2号」に改める。

第6条第2号中「保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同条に次の4項を加える。

- 2 町長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。
 - (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
 - (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。
- 3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。
 - (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）
 - (2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町長が認める者
- 4 町長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）
- (2) 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第2項に次の1号を加える。

- (4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として町長が適当と認めるもの（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）

第45条中「第6条第1号」を「第6条第1項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、町長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

附則第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、利用乳幼児への食事の提供を家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の

調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「第6条本文」を「第6条第1項本文」に、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保及び食事の提供に係る基準を緩和するためのものである。

議案第6号

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

士幌町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第10号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第11号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条中第24号を第29号とし、第18号から第23号までを5号ずつ繰り下げ、同条第17号中「特定利用地域型保育を含む。次条第1項」を「特定利用地域型保育を含む。同条第1項」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第22号とし、同条中第16号を第21号とし、第15号を第20号とし、同条第14号中「第14条第1項」を「第7条第10項第5号」に改め、同号を同条第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「良質かつ適切な」を「良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第4項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第8条中「支給認定保護者の提示する支給認定証によって」を「必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって」に、「支給認定の有無」を「教育・保育給付認定の有無」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第9条の見出し及び同条第1項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第2項中「支給認定の変更」を「教育・保育給付認定の変更」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に改める。

第10条及び第11条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条、次条及び第19条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあつては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあつては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満

3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号中「に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する食事の提供に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」を「（次に掲げるものを除く。）に要する費用」に改め、同号に次のように加える。

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ）法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

（ア）法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（その

- うち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- (イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども (そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
- ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第13条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「特定教育・保育を提供したことを証する書類」を「特定教育・保育提供証明書」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受

領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条第1項及び第2項ただし書、第24条の見出し並びに同条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第29条第1項中「（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）」及び「（同条第5項に規定する地域型保育をいう。次項及び第39条第4項において同じ。）」を削る。

第30条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改め、同条第3項及び第4項中「支給認定子ども等」を「教育・保育給付認定子ども等」に改める。

第32条第1項中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2項及び第4項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第34条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項」を「の規定による特定教育・保育提供の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認

定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「を含むものとして、本章」を「を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、「同項第1号」の次に「又は第2号」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」とする」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする」に改める。

第37条第1項中「のうち、家庭的保育事業にあつてはその」を「（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を」を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に改め、「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項第1号において同じ」を加え、「小規模保育事業B型（同条」を「小規模保育事業B型（同省令第27条」に改め、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。同号において同じ」を加え、「その利用定員の数を」を削る。

第38条第1項中「第42条」を「第42条第1項」に、「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同

じ。)」に、「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「第42条」を「第42条第1項」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、「同法」の次に「附則」を加える。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項中「以下この項」の次に「から第5項」を加え、同項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「特定教育・保育をいう」の次に「。以下この条において同じ」を加え、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子どもに係る支給認定保護者」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加える。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行う者であって、町長が適当と認めるもの（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると町が認める者

4 町長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、町長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

(2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型

保育を提供する場合にあっては同項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）を削り、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「次の各号に」を「次に」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第4号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育の提供」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に、「第14条第1項中「特定教育・保育に係る」を「第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第14条第1項中「」に、「に規定する施設型給付費をいい、法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む」を「の施設型給付費をいう」に改め、「この項及び第19条において同じ。）」及び「特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。第50条において準用する次項及び第19条において同じ。）に係る」を削り、「に規定する地域型保育給付費をいい、法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む」を「の地域型保育給付費をいう」に、「準用する第19条において同じ。）」を「準用する第19条において」に、「及び第19条中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、同条」を「中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条」に改

める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども及び」を「教育・保育給付認定子ども及び」に、「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、本章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

附則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「額とし」とあるのは「額をいい」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。））」に、「（法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。））」に改める。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 当分の間、第13条第4項（第35条第3項及び第36条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに第51条第3項及び第52条第3項の規定の規定により読み替えて適用する第43条第4項の規定にかかわらず、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者がこれらの規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用から食事の提供に要する費用を除くものとする。

説 明

幼児無償化に関する子ども・子育て支援法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う改正並びに町内保育施設の給食副食費（おかず代等）を無料とするためのものである。

議案第7号

士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例案

士幌町学童保育所条例の一部を改正する条例

士幌町学童保育所条例（平成28年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中佐倉学童保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

説 明

佐倉小学校の廃止に伴い、校区内の学童保育所を廃止しようとするものである。

議案第8号

町道の路線廃止及び認定について

町道の路線を次のとおり廃止及び認定する。

1 廃止する路線

路線	起点	終点	経過地
中音更西6線	字上音更西6線179番地	字上音更西6線145番地	字上音更

2 認定する路線

路線	起点	終点	経過地
中音更西6線	字上音更西6線179番地9	字上音更西6線157番地1	字上音更

説明

町道の廃止及び認定のために、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第9号

教育委員会委員の任命について

士幌町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	士幌町字士幌西2線152番地2 グランドビューG棟1号室
氏 名	原 尾 英 祐
生年月日	昭和55年5月7日

説 明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものである。

議案第10号

辺地総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項の規定により、下居辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

説 明

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

総合整備計画書（案）

北海道河東郡士幌町 下居辺地

(辺地の人口 178人 面積51.0km²)

1. 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称 河東郡士幌町字士幌の一部・字下居辺
 (2) 地域の中心の位置 河東郡士幌町字下居辺西2線134番地10
 (3) 辺地度点数 200点

2. 公共的施設の整備を必要とする事情

- (1) 産業の振興 道路 ～ この地区は、東に丘陵と居辺川の河岸段丘地帯の地形となっており、天然林と人工林が混在している。林道の未整備区域では、伐採期を迎えた森林などがあり、効率的な間伐、育林に支障をきたしており、又自然災害などにも対応する為に必要である。

また、この地区は、大規模農業経営が行われている区域となっている。作業機械の大型化により、現況道路の幅員では営農に支障をきたしている状況である。農作業道の整備を進めることにより、農業生産の基盤整備を図るものである。

- (2) 道 路 ～ 大規模農業経営が行われている区域の道路であるため、農畜産物の搬入出路の改善策として改良舗装及び急勾配の修正、橋梁洗掘対策を行い交通の安全を確保するとともに、地域における重要な道路であるため防災・震災に強い道づくりを行う。

- (3) 教育文化施設 ～ 辺地地区の児童・生徒の小中学校への通学のため、スクールバスを運行している。当該辺地のスクールバス運行路線である居辺線について、当初の整備から19年が経過し、更新の時期を迎えているため整備が必要である。

3. 公共的施設の整備計画 平成30年度から令和4年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業 債の予定額
			特定財源	一般財源	
産業の振興 道路 (道管森林管理道ワッカ美加登線開設事業)	北海道	300,000	225,000	75,000	75,000
産業の振興 道路 (下居辺地区農地耕作条件改善事業)	士幌町	165,000	82,500	82,500	82,500
道路 (朝陽5号線 ほか1事業)	士幌町	75,000	0	75,000	75,000
教育文化施設 スクールバス整備事業	士幌町	(21,780) 8,950	(3,410) 3,410	(18,370) 5,540	(17,200) 4,600
合	計	(561,780) 548,950	(310,910) 310,910	(250,870) 238,040	(249,700) 237,100

議案第11号

物品購入契約の締結について

次のとおり物品の購入契約を締結する。

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | スクールバス購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の相手方 | 士幌町字士幌西2線163番地
有限会社 西部自動車整備工場
代表取締役 西部 栄司 |
| 4 契約金額 | 21,670,000円 |

説明

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第12号

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和元年6月14日令和元年第2回土幌町議会定例会で議決された、議案第13号工事請負契約の締結について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約金額「92,772,000円」を「94,490,000円」に変更する。

説 明

現在工事中の国民健康保険病院給排水衛生設備改修工事は令和元年10月1日以降に引き渡しとなり、消費税法（昭和63年法律108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税が増額になるため変更契約したいので、議会の議決を求めるものである。

議案第13号

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和元年6月14日令和元年第2回土幌町議会定例会で議決された、議案第14号工事請負契約の締結について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約金額「113,400,000円」を「115,500,000円」に変更する。

説 明

現在工事中の公営住宅若葉団地新築工事（建築主体）は令和元年10月1日以降に引き渡しとなり、消費税法（昭和63年法律108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税が増額になるため変更契約したいので、議会の議決を求めるものである。

議案第14号

議決事項の一部変更について（工事請負）

令和元年6月14日令和元年第2回土幌町議会定例会で議決された、議案第15号工事請負契約の締結について、下記のとおりその一部を変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第2号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 契約金額「307,800,000円」を「313,500,000円」に変更する。

説 明

現在工事中の土幌終末処理場建設工事第2期（土木・建築）は令和元年10月1日以降に引き渡しとなり、消費税法（昭和63年法律108号）の改正に伴い消費税及び地方消費税が増額になるため変更契約したいので、議会の議決を求めるものである。

認定第1号

平成30年度士幌町一般会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度士幌町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 2 号

平成 30 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度士幌町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 3 号

平成 30 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 30 年度土幌町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第4号

平成30年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度士幌町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第5号

平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度士幌町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第6号

平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度士幌町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第7号

平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

地方自治法第233条第3項の規定により、平成30年度士幌町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

認定第 8 号

平成 30 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算認定

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、平成 30 年度士幌町国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

